

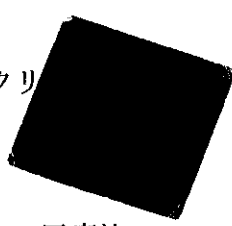
別記様式第35号（規格A4）（第4条関係）

医療法人決算届

令和8年 6 月 30 日

群馬県知事 あて

主たる事務所	前橋市青梨子町178番地
所在地	
名称	医療法人 さるきクリ
理事長	猿木 和久



医療法第52条第1項及び医療法施行規則第33条の2の12第1項の規定により、医療法人の決算を次のとおり届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 7 決算を承認した社員総会（理事会）の議事録の写し

注 1) 医療法第51条第2項の法人にあつては医療法第52条第1項第3号の書類及び医療法施行規則第33条第1項第3号の書類を、社会医療法人にあつては同項第1号の書類を、社会医療法人債発行法人にあつては同項第2号の書類を併せて提出すること。

2) この届出書には副本1部を添えること。



様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 さるきクリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

- (2) 事務所の所在地 群馬県前橋市青梨子町 1 7 8 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 12 年 7 月 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 7 月 13 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	さるきクリニック	0111399	群馬県前橋市青梨子町 178 番地	一般病床 6 床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- 無し

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
- 無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 8 年 6 月 2 8 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の議決

令和 8 年 6 月 2 8 日 令和 7 年度事業報告の議決

令和 8 年 6 月 2 8 日 令和 7 年度決算及び余剰金処理の議決

令和 8 年 6 月 2 8 日 理事長、専務理事の報酬・賞与支給の議決

- (5) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
- 無し

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
- 無し

法人名 医療法人さるきクリニック

※医療法人整理番号00560

所在地 群馬県前橋市青梨子町178

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	622,554 千円
2. 負 債 額	341,049 千円
3. 純 資 産 額	281,505 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	236,437
B 固 定 資 産	386,117
C 資 産 合 計 (A + B)	622,554
D 負 債 合 計	341,049
E 純 資 産 (C - D)	281,505

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人さるきクリニック

※医療法人整理番号

00560

所在地 群馬県前橋市青梨子町178

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	236,437	I 流 動 負 債	176,579
II 固 定 資 産	386,117	II 固 定 負 債	164,470
1 有形固定資産	245,058	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	6,365	負 債 合 計	341,049
3 その他の資産	134,694	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	12,000
		II 積 立 金	269,505
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	281,505
資 産 合 計	622,554	負債・純資産合計	622,554

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人さるきクリニック

※医療法人整理番号00560

所在地 群馬県前橋市青梨子町178

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	866,315
2 事業費用	855,939
本来業務事業利益	10,376
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,376
II 事業外収益	2,891
III 事業外費用	3,223
経常利益	10,044
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,044
法人税等	233
当期純利益	9,811

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 さるきクリニック

理 事 長 猿木 和久 殿

私は、医療法人さるきクリニックの令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、さるきクリニックの施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月23日



様式5

法人名 医療法人さるきクリニック

所在地 鹿児島県前橋市青梨子町178

※医療法人整理番号	0	0	5	6	0
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	猿木 和久	医師	当法人理事長	運転資金の借入	-	短期借入金	550

(取引条件及び取引条件の決定方針等)